

八王子市立上柚木中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
 いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
 不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
 東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立上柚木中学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・いじめは「しない させない 許さない」を大原則とする。
 - ・いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
 - ・いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- 〇令和7年度の重点項目
 全ての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る。どの子も加害者にも、被害者にもなり得る」という認識をもつ。

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- 〇本校の問題として「いじり」「ふざけ」「からかい」といった人間同士の関わり合いの中で、対象生徒の受け取り方次第ではいじめられたと受け止められ、いじめに発展しかねないケースが見られた。その因果関係を断ち切るためにも日頃から正しい言葉遣いをさせる指導の徹底や、他者との関係の中で相手を思いやる気持ち、優しさを育む教育の場面の充実が課題である。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週水曜日 10時45分から
 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、主幹教諭(養護)、SC、SSW 等
 ※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務める。
 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
 校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等

いじめ対応の流れ

- 〇未然防止：人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。
 〇早期発見：学校・家庭・地域がアンテナを張り、全力で実態把握に努める。
 〇いじめへの対処：関係機関の連携、情報共有と組織的な対応に努める。
 〇早期解消：詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

いじめの防止等に関する教員研修

- 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」2回
 配慮を要する生徒の共通理解のための研修
 4月10日（木）、5月14日（水）
 「重大事態の理解と対応」
 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

道徳

「いじめフォーラム」を全学年で取り組む。

SOSの出し方に関する授業

ユニバタイムにおけるトークタイム（聴き取り面談）を活用し、SOSの出し方や相談できる大人を見付けられるよう支援する。

「いのちの大切さを考える日」の取組

（年2回実施）

第1回目、7月7日（月）

いのちの学習教室

生徒の自己肯定感を高める取組

Q-U「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を活用した生徒一人一人についての理解と対応
 Q-U検査（全学年）を年2回実施する。
 実施結果を教員が生徒にフィードバックする。
 行事、部活動、特別活動などを通じて責任感、達成感を繰り返し体験し自己肯定感につなげていく。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。